

モバイル Wi-Fi ルーターの貸出しについて

令和 3 年 6 月
広尾町教育委員会

家庭でのオンライン学習に向けて、十分なインターネット（Wi-Fi）環境がないご家庭を対象に、モバイル Wi-Fi ルーターの貸出しを行います。

なお、**データ通信料金は各家庭の負担となります**ので、あらかじめご了承ください。

1 製品について



アイオー データ
IO DATA製 WN-CS300FR

通信方式：4G/LTE
対応キャリア：NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク
(これらの回線を使用する MVNO を含む)
SIM カード：microSIM

2 対象となる方

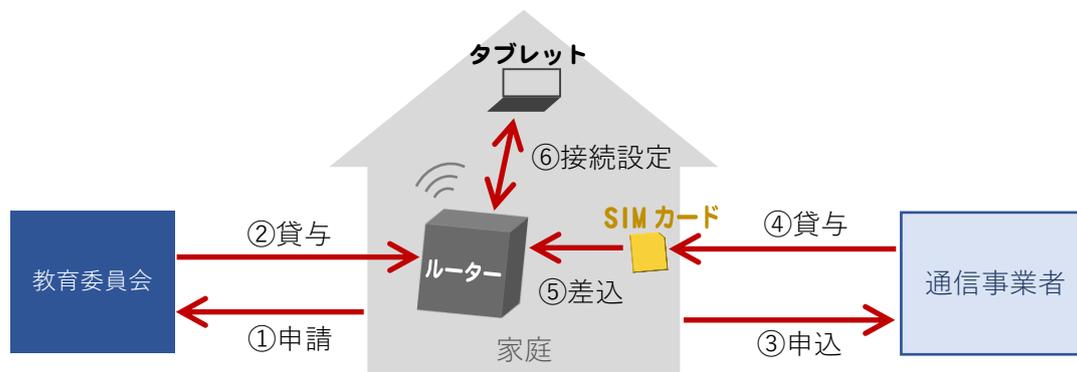
広尾町立小・中学校の児童生徒の保護者で、児童生徒の家庭学習を目的として家庭の Wi-Fi ネットワーク環境整備を行うために、モバイル Wi-Fi ルーターの貸与を受けたい方

3 貸出し期間

申請する年度の範囲内で、貸与を必要とする期間

※ 次年度も引き続き貸与を受けの場合は、改めて次年度分の申請が必要です。

4 手続きの流れ



ステップ1 モバイル Wi-Fi ルーター本体の貸出し

- ① 教育委員会に『モバイル Wi-Fi ルーター等貸与申請書』を提出します。
- ② 教育委員会で承認されると、『モバイル Wi-Fi ルーター等貸与許可書』が交付され、モバイル Wi-Fi ルーターが貸与されます。

ステップ2に続きます (裏面) →

ステップ2 通信契約

ここからは、家庭で対応いただく内容です。

モバイル Wi-Fi ルーターを用いて通信を行うためには、家庭から通信事業者に申し込みを行い、SIM カードを取得する必要があります。家庭において、どのような使い方（通信量、使用場所等）をするのかを勘案の上、お好みの通信事業者に申し込んでください。

SIM カードとは？

契約者を特定するための ID が記録されたカードで、通信を行うためには必ずルーターに差し込まなければなりません。通信事業者に通信契約を申し込むことで、SIM カードが発行されます。

- ③ 家庭から通信事業者へ通信契約の申込を行います。
 - ④ 通信事業者から、SIM カードが貸与されます。
 - ⑤ SIM カードをモバイル Wi-Fi ルーターに差し込み、電源を入れます。
 - ⑥ タブレットパソコンで Wi-Fi 接続設定を行い、インターネットに接続されていることを確認します（接続設定の方法は、『タブレット持ち帰り学習の手引き』を参照してください）。
- ※ 月額通信料の他に、SIM カード発行手数料や初回契約手数料等の料金が別途発生する場合があります（通信事業者により異なります）。
- ※ 通信事業者に問い合わせる場合は、「SIM フリーのモバイル Wi-Fi ルーターで使用する」旨を伝えてください。また、店頭で契約する際は、可能であれば貸与されたモバイル Wi-Fi ルーターを持参してください。
- ※ SIM カードのサイズは「microSIM」（縦 15mm×横 12mm）を選択してください。サイズを間違えて契約した場合、SIM カードの変更手数料が必要となる場合がありますのでご注意ください。

5 備考

- ◆ 本体が故障・破損した場合の修理費用は、通常使用の範囲内であれば、町が負担します。ただし、故意または重大な過失による場合は、修理費用を家庭に負担いただく場合があります。
- ◆ 兄弟・姉妹がいる場合でも、原則 1 家庭につき 1 台の貸出しとなります。特段の理由により複数台の貸出しを希望する場合は、教育委員会に相談してください。
- ◆ 就学援助の認定を受けた家庭については、児童生徒人数分の『オンライン学習通信費』（定額）が支給されています。本援助費は、家庭でのオンライン学習の実施に向けたネットワーク環境の整備に必要な費用を援助するものです。
- ◆ 貸出しに関して不明な点があれば、広尾町教育委員会（TEL 2-0186）までお問い合わせください。